

第6回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 令和2年7月1日(水) 14時00分～15時30分
場 所 吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

第6回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：令和2年7月1日（水）14時00分～15時30分

2. 開催場所：吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

3. 議題

(1) 雲仙市景観計画事業について

①景観絵画コンクール

②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト

4. 出席委員（11名）

町田敏文、中村篤、鈴木晴代、古川鶴、大久保正美、池田智恵美、
鮫島和夫、中村靖人、松本敏子、橋本和浩、服部恭也

5. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより第6回雲仙市景観審議会を開会いたします。
それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 部長挨拶】

(事務局)

建設部長 荒木 正が、ご挨拶申し上げます。

— 建設部長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、荒木部長は公務のため、ここで退席させていただきます。

【3. 議事】

(事務局)

それでは、議事に移ります。
議事につきましては、中村会長に進行をお願いいたします。

(会 長)

まず始めに、第6回雲仙市景観審議会の成立について確認いたします。
本日の出席者について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員14名のうち、11名の出席であり、審議会の成立要件は、
委員総数14名の2分の1以上の出席であります。
よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立し
ていることを報告いたします。

(会 長)

次に、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。
会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長と議事録署名
人1名が署名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

なお、議事録署名人につきましては、原則、委員名簿の順番による会長の指名とさせていただきます。

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は、池田委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(池田委員了承)

それでは、議事に移ります。

議事1「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画コンクールについて、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、景観絵画展につきまして、今年度の応募後の展示方法や次年度の実施に向けて、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

景観絵画コンクールの1次審査について、10人+ α の「 α 」の部分は、集計時点で10位に得票数が同数の作品が複数ある場合、同数の数だけ増えるという事でしょうか。

(事務局)

その通りとなります。

(委員)

コンクールの選考基準はどのようにすればよいでしょうか。

(事務局)

今回が初めての実施という事ですので、審査員の方々の直観・嗜好で選んでいただければと思います。

また今回の選考基準で問題が出た場合、次回から審査の基準を設置したり、文化協会の絵の専門家の方に参加していただいたりして、評価を行おうと考えております。

(委員)

奨励賞の得票数が同数の場合でも、審査員の協議によって決めるのでしょうか。

(事務局)

その通りとなります。

(委員)

景観絵画コンクールにおいて、複数の作品で同じ場所を描いた作品が提出された場合、審査員の協議によって受賞を選定して良いのでしょうか。

(事務局)

その通りとなります。

(委員)

景観絵画コンクールの審査会はいつ頃になるのでしょうか。

(事務局)

9月下旬から10月を予定しております。

(委員)

表彰式はいつ頃実施されるのでしょうか。

(事務局)

今年中を予定しております。

(委員)

他になれば、次に、②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについて、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、実施要領（案）等について意見を求めたいと思います。何かございませんでしょうか。

(委員)

作品である写真の中に、日時等の情報を入れ込むのは、作品によって適してないものがあるのではないのでしょうか。

(事務局)

背景色に合わせて文字色を変更する予定です。

(委 員)

作品に日時を入れる場合、作品を応募する段階から空きスペースを設けるよう周知しておいた方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

検討いたします。

(委 員)

雲仙市のHPを拝見したが、作品紹介のページで表の一覧表を並べるだけでなく、サムネイルを並べキャプションを付け、スライドショーで流すなどの方法で紹介を行い、市外からの観光客増加に繋げる必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

作品にキャプションを付ける事は可能ですが、スライドショーとして流すのはシステムの困難と考えます。そのため、システムの状況等について調査を行い改めて報告させていただきます。

(委 員)

昨年度応募作品数が減少したので、募集の枠組みを見直すのはいかがでしょうか。

(委 員)

これまで募集要項の中で、「雲仙市在住または雲仙市に勤務する方」とした意図はどのような意図があるのでしょうか。

(事務局)

3年や5年を1区切りとして、見直しを図る。という意味でまずは雲仙市民から見た雲仙市の素晴らしい景観を集めるという意図がありました。

(委 員)

投稿作品について、自然の風景だけでなく、人文的や文化的な例については現在周知を行っていただいている状況ですが、応募の枠についても、在住要件や勤務地の要件はなくした方が良いのではないのでしょうか。

(委 員)

南島原市のようにテレビ放送でのPRなど、新しい周知の方法を行った方がよいのではないのでしょうか。また応募の枠についても島原半島在住に拡大しても良いのではないのでしょうか。

(会 長)

応募枠の拡大について、他の委員の方から他にご意見はございませんでしょうか。

(委 員)

雲仙市主催で絵画コンクールや景観百選フォトコンテストの受賞作品の場所を巡るバスツアーを企画されてはいかがでしょうか。

「故郷」とは雲仙市外に移住された方にとっても意味のあるものと考えます。そのため今回の活動を全国に広げるための方法を審議していただきたい。

(委 員)

今回のフォトコンテストの「故郷」には、雲仙市外に移住された方にとっての故郷と考えても良いのではないのでしょうか。

(委 員)

作品の受賞者は重複しているのでしょうか。

(事務局)

受賞者の固定化は見受けられます。

(委 員)

個人的には雲仙市在住者に応募していただきたい。そのためまずは雲仙市在住者の応募が増える方法を考えていきたいと思えます。対策を行った結果、受賞者の固定化があるようであれば応募の枠組みを島原半島まで広げても仕方がないと考えます。

(委 員)

雲仙市に来ていただくという事も考えて、段階的に応募の枠を増やした方がよいのではないかと考えます。雲仙市民と市外の方の目線も変わってくると考えられるため、雲仙市民がこれまで気が付かなかった素晴らしい景観を再発見できるのではないかと考えます。

もう1点は、応募の方法の煩雑さが問題ではないかと考えます。応募のために写真をプリントアウトしたり、データ提出したりする手間が参加者が増加しない要因と考えます。そのため、写真データをメールで送付するだけで良いなどとする必要があると考えます。それを行う事によって、応募者の低年齢化が図れると考えます。

(委 員)

南島原市の写真コンテストを拝見したが、応募の制限がないため、全国から参加があり、素晴らしい写真が沢山ありました。そのため応募資格を広げた方が良いので

はないでしょうか。

(委 員)

写真の提出方法として、メールでも可能なのか。

(事務局)

メール容量の制限があります、容量を超えないように制限をかけると実施が可能です。

また本事業を実施する目的として、「市民の景観に対する意識醸成」がございませう。そのため地域要件の拡大ばかりを進めると目的とそぐわない結果になる懸念がございませう。

(委 員)

地域要件を拡大する事で雲仙市民は気が付かないが、市外の方から見る事で初めて気が付く景観もあるのではないのでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

また地域要件を拡大する事で他の自治体を実施しているフォトコンテストの後追いになってしまい、埋もれてしまう危険性もあると考えませう。

(委 員)

写真に人が写っている写真が少ないと思ひませう。人が写っていた方が写真に動きが見えるのではないのでしょうか。

(会 長)

多くの方が写っている写真については肖像権の問題で困難と考えませう。

(委 員)

若い世代にも参加してほしいため、地元高校の写真部への周知や、応募方法（写真をメールで送るだけでの参加）の変更などを検討していただきたい。

(委 員)

応募写真に顔が写っている場合は、どのような判断をしているのでしょうか。

(事務局)

応募があつた段階で、写真に写っている方に了解が取れているものとして扱っております。

(委 員)

審査の段階では顔が写っている状態で審査を行い、公開する場合に顔がわからないよう加工をする手段を取ることで人が多く集まった写真が増えるのではないのでしょうか。

(会 長)

本日沢山のご意見をいただきましたので、事務局の方で意見をまとめていただいて次回審議会の際に改めて提示していただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

承知致しました。

(会 長)

それでは以上で雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストの審議を終了致します。次に次第4の「その他」に移りたいと思います。何かご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委 員)

雲仙市景観審議会では屋外広告物については、審議を行わないのでしょうか。

(事務局)

本審議会は景観条例に沿って実施しているものであり、屋外広告物については屋外広告物条例にて運用を行っております。つきましては、議題として提案していただければ審議を行う事は可能です。

(会 長)

他にご意見等ございませんでしょうか。他にないようでしたら、以上で本日予定しておりました会議は、すべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【5. 閉会】

(事務局)

中村会長、議事進行、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただき、本年度の計画事業につきまして、ご審議いただき、ありがとうございました。

本日、皆様からいただきましたご意見を参考に、本年度事業を実施させていただきますとともに、来年度事業に反映させていただきたいと思いますので、引き続き、

ご協力をよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の日程をすべて終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上